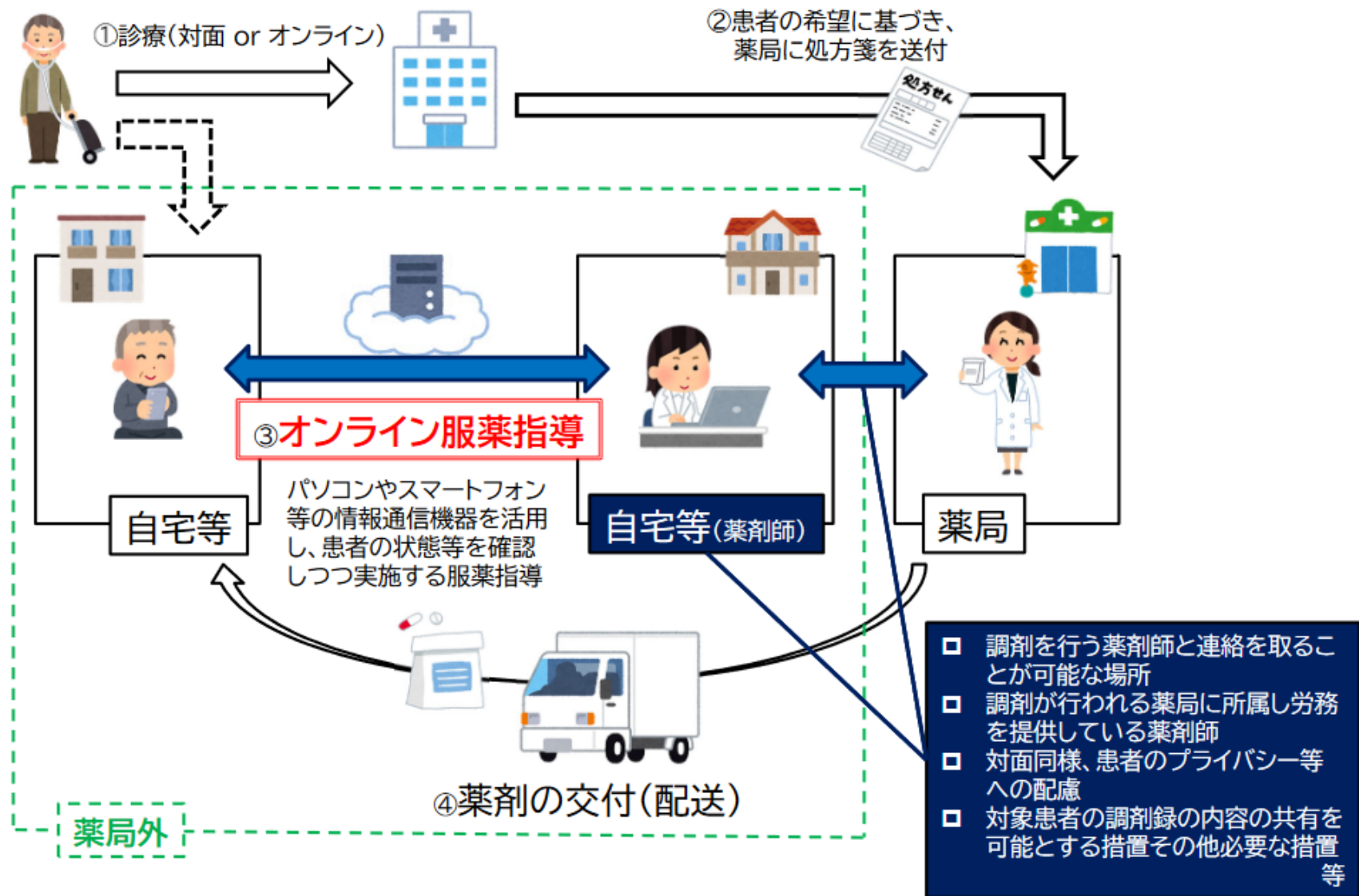


オンライン服薬指導の実際

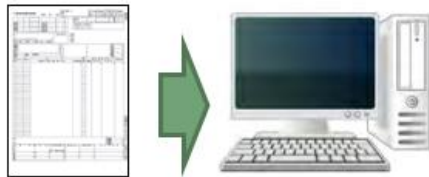
公益社団法人東京都薬剤師会 町田奈緒子

オンライン服薬指導の 医療DXとしての位置づけ

参考:薬局外からのオンライン服薬指導(令和4年9月改正)



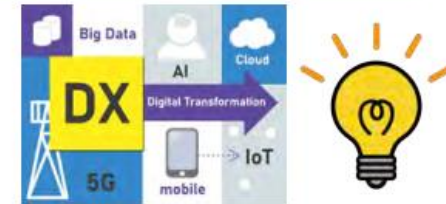
薬局のデジタル化とDX



データのデジタル化
・手書き→レセコン
・紙保存→データ保存



プロセスのデジタル化
・システム連動・連携
・薬歴・薬袋・調剤機器・鑑査
・会計・オンライン請求 e.t.c.



新しい価値の創造
・差別化 ・競争優位
・イノベーション

医療DX

データとデジタル技術の活用



新しい価値の提供・課題解決

データの収集 & 活用したサービスの提供

集中改革プランの社会実装は完了

集中改革プラン
2020年7月



社会実装完了

新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン

データヘルス集中改革プランの基本的な考え方

- 3つの仕組みについて、オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用しつつ、令和3年に必要な法制上の対応等を行った上で、令和4年度中に運用開始を目指し、効率的かつ迅速にデータヘルス改革を進め、新たな日常にも対応するデジタル化を通じた強靱な社会保障を構築する。

▶ 3つのACTIONを今後2年間で集中的に実行

ACTION 1：全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大

患者や全国の医療機関等で医療情報を確認できる仕組みについて、対象となる情報（薬剤情報に加えて、手術・移植や透析等の情報）を拡大し、令和4年夏を目途に運用開始

ACTION 2：電子処方箋の仕組みの構築

重複投薬の回避にも資する電子処方箋の仕組みについて、オンライン資格確認等システムを基盤とする運用に関する要件整理及び関係者間の調整を実施した上で、整理結果に基づく必要な法制上の対応とともに、医療機関等のシステム改修を行い令和5年1月を目途に運用開始

ACTION 3：自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大

PCやスマートフォン等を通じて国民・患者が自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組みについて、健診・検診データの標準化に速やかに取り組むとともに、対象となる健診等を拡大するため、令和3年に必要な法制上の対応を行い、令和4年度早期から順次拡大し、運用

オンライン
資格確認

活用

電子処方箋
管理サービス

収集

活用

マイナポータル

活用

厚生労働省資料・一部改変



薬局として取り組むこと

□ **電子処方箋**への対応（レセコン対応・体制）

調剤情報
の伝達

□ **オンライン服薬指導**への対応（導入・訓練）

- 社会的ニーズの解決
 - ・顕在的ニーズ（過疎地・僻地など）
 - ・潜在的ニーズ（子育て世代・在宅など）
- 新たな機会の獲得
（立地の競争優位からの脱却）

医薬品提供体制における課題解決

- OTC薬等のセルフメディケーション対応
ライフログとしての役割（マイナポは3年）
薬剤師としてのフォローツール
 - ・QOL向上・LTVの獲得・医療DXでの優位性

新しい時代の
コミュニケーション
ツールとして

□ **マイナ保険証**の利用促進

- 情報活用による重複等のチェック
- 他科受診・他薬局調剤の把握（併用薬）
（疾病による禁忌などのチェック）

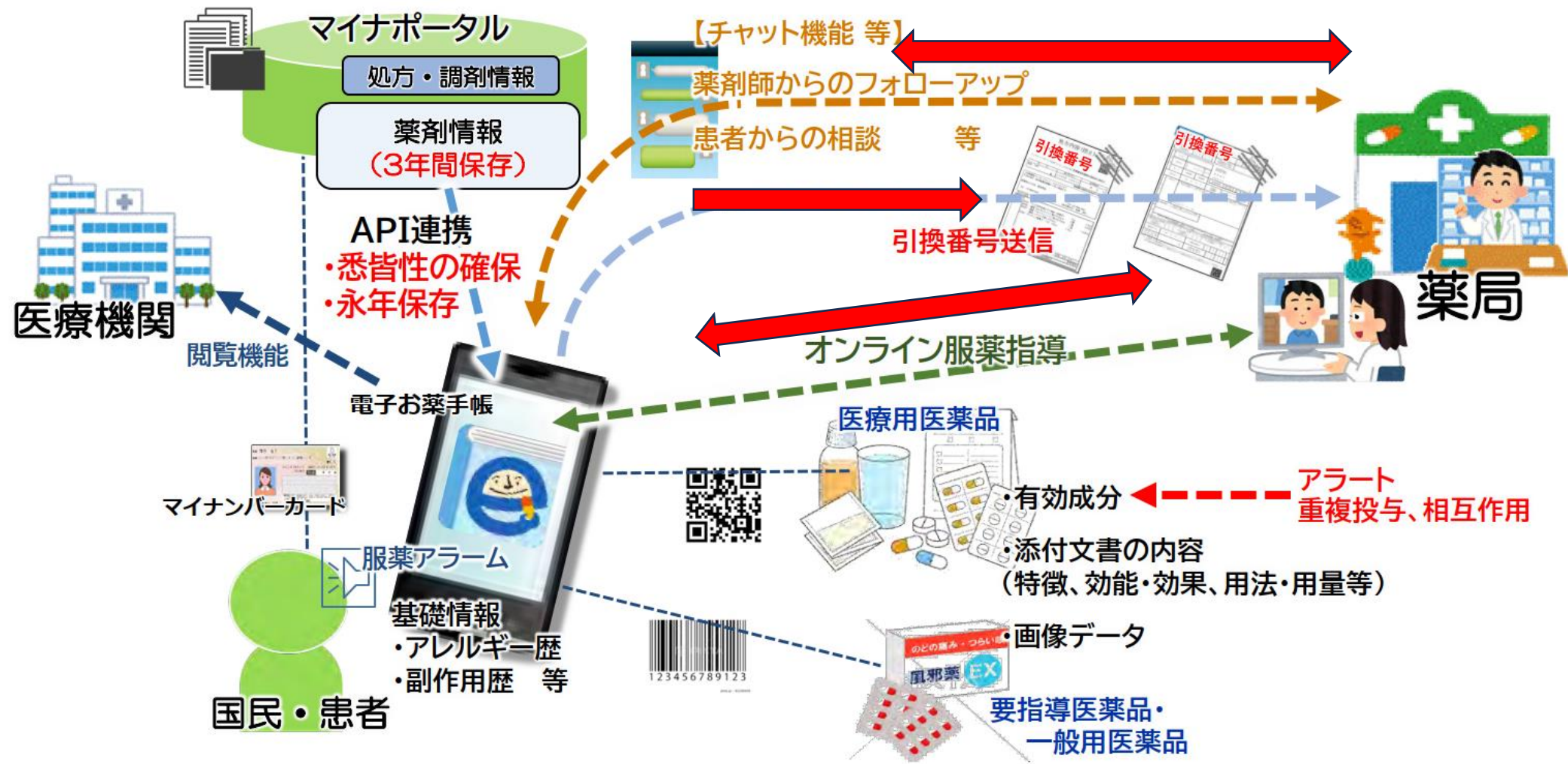
安全・安心な
薬物療法 ↑

□ **サイバーセキュリティ**対策

- 2023年4月1日より義務化
業務が停止するリスク回避
個人情報の窃取被害を防ぐ

薬局としてのサービスを継続し続ける

次世代型電子版お薬手帳への進化と活用



引用) 日本薬剤師会：医療DX・薬局機能向上・地域医薬品提供体制に係る全国担当者会議について

オンライン服薬指導と 関連法規 整備の流れ

2019 年（令和元年）：
改正薬機法においてオンライン服薬指導が法整備化。

2020 年（令和2年）
9 月 1 日に施行



オンライン服薬指導の制度化

2020 年（令和2年）
時限的・特例的な対応として、画像のない電話等を用いた服薬指導が可能に（いわゆる0410対応）

2022 年（令和4年）3月31日 改正省令等が公布。同日より施行
服薬指導の通信方法は、映像及び音声による対応（音声のみは不可）

2022 年（令和4年）9 月30日 薬機法施行規則改正
「オンライン服薬指導の実施要領について」
（令和4年9月30日付け薬生発0930第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）

処方箋の取り扱いについて改訂
薬剤師が自宅等においてオンライン服薬指導を行うことができるようになった

令和4年3月改正のポイント

- ✓ 初回からオンライン服薬指導が実施可に
従前は、同一内容又はこれに準じる内容の処方箋により調剤された薬剤について、あらかじめ対面による服薬指導を行ったことがある場合に、オンライン服薬指導が実施可となっていたが、今改正で薬剤師の判断により初回から実施可に。
- ✓ 診療の形態に関わらずオンライン服薬指導が実施可に
従前は、オンライン診療あるいは訪問診療に基づく処方箋がオンライン服薬指導の対象となっていたが、今改正で全ての処方箋が対象に。
- ✓ 「服薬指導計画」の見直し
従前は、患者ごとにその同意を得て「服薬指導計画」を作成し、それに基づきオンライン服薬指導を実施することとされていたが、今改正で見直された。

薬剤師の責任に基づき、患者ごとにその都度、（実施の可否を含めて）適切に判断・実施する必要があるということを認識しておく。

参考:オンライン服薬指導と0410対応の違い(令和4年)

	オンライン服薬指導	0410対応
実施方法	□ 同右→	□ 初回でも、薬剤師の判断により電話・オンライン服薬指導の実施が可能
通信方法	□ 映像及び音声による対応(音声のみ不可)	□ 電話(音声のみ)でも可
処方箋	□ 同右→	□ どの診療の処方箋でも可
薬剤の種類	□ 同右→	□ 原則として全ての薬剤(手技が必要な薬剤については、薬剤師が適切と判断した場合に限る。)
調剤の取扱い	□ 同右→	□ 医療機関からファクシミリ等で送付された処方箋情報により調剤可能(処方箋原本は医療機関から薬局に事後送付)

令和4年9月改正の概要(改正後)

- 薬機法施行規則(第15条の13)

薬剤師が情報提供を行う場所として「当該薬局において調剤に従事する薬剤師と相互に連絡をとることができる場所」が追加

- 施行通知 → あらためて「オンライン服薬指導の実施要領」として整理

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

(3) 本人の状況の確認

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

(7) 服薬指導を受ける場所

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」も踏まえ、必要な対策等を実施。

薬剤師が自宅等からオンライン服薬指導を実施する場合も含め、必要な対応(患者のプライバシーへの配慮等)について明示。

文言修正(取扱いの明確化)



オンライン服薬指導について

HOME > [薬局関連情報](#) > オンライン服薬指導について

薬局関連情報

- > ICT を活用した薬剤師業務の資的向上等を目的とした研修プログラムの公開について
- > 薬局にそなえる～指針・手順書
- > 販売制度・一般薬
- > くすりの正しい使い方

令和4年4月（令和4年10月更新）

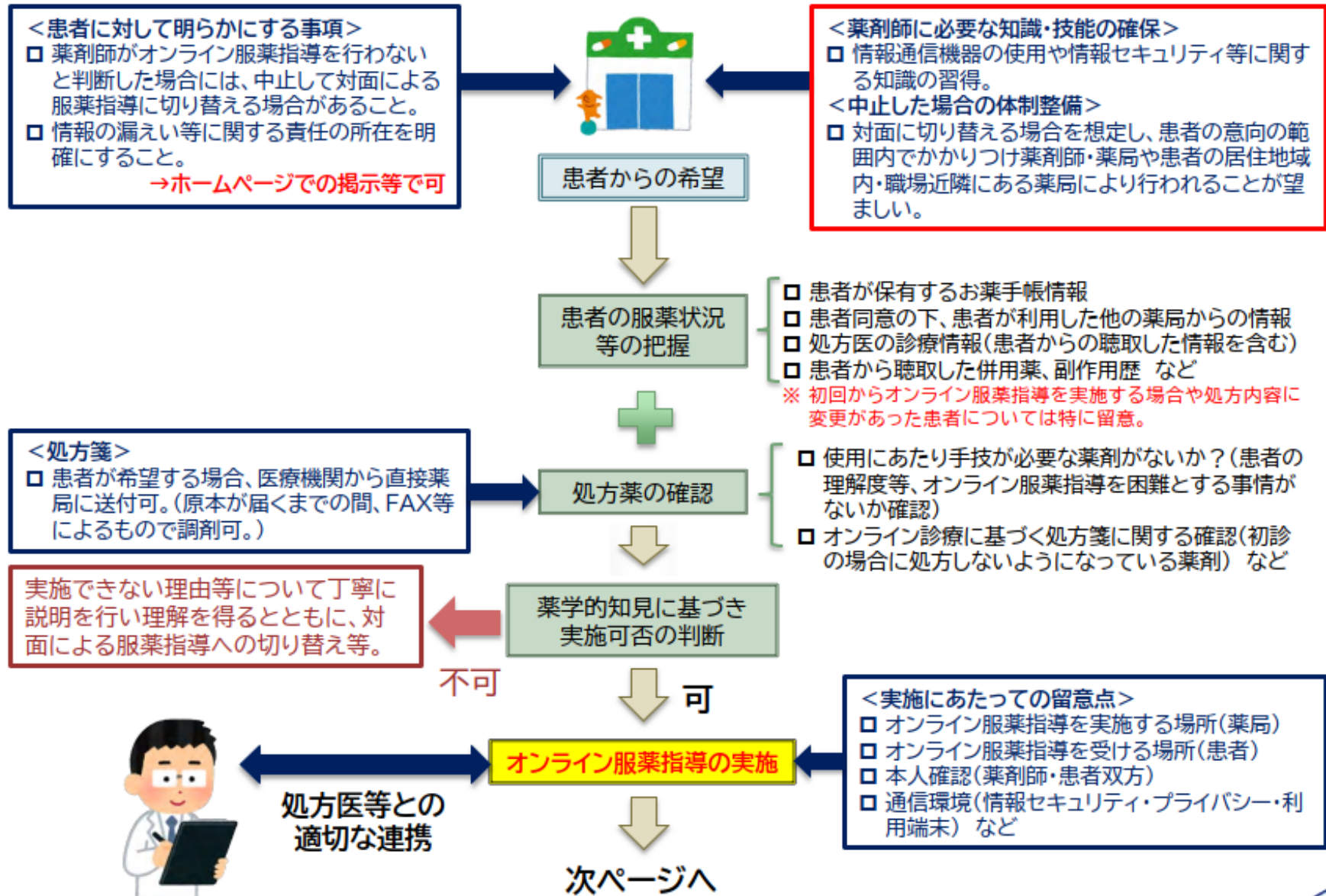
オンライン服薬指導は、パソコンやスマートフォン等の情報通信機器を活用しつつ実施する服薬指導です。厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会の「薬機法等制度改革に関するとりまとめ」（平成30年12月25日）を踏まえ、令和元年度に所要の法令改正が行われ、令和2年9月より施行されました。

一方、折からの新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するため、厚生労働省は「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、医薬生活衛生局総務課事務連絡）を発出し、本来のオンライン服薬指導とは異なる時限的・特例的な対応として、画像のない電話等を用いた服薬指導（いわゆる「0410対応」）が可能とされています。

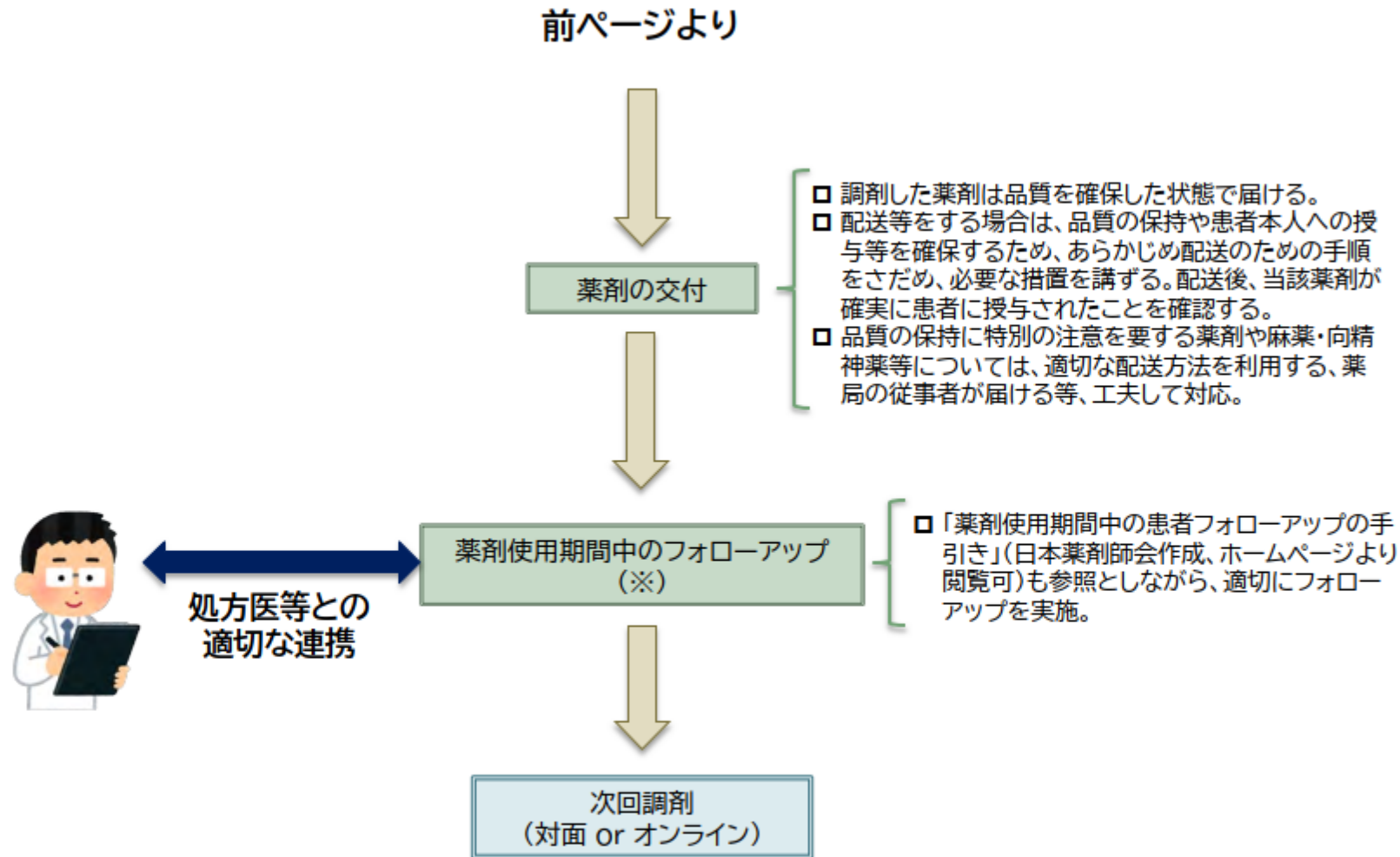
これらの動き等も含め、オンライン服薬指導等の取扱いに関する見直しが行われ、本年3月31日付けで改正省令が公布されました（同日施行）。本改正では、「薬剤師の責任・判断により初回からオンライン服薬指導を実施可能とすること」「オンライン診療・訪問診療において交付された処方

処方箋受付から服薬指導に至る 業務の流れと注目ポイント

オンライン服薬指導の業務の流れ(例)



オンライン服薬指導の業務の流れ(例)



オンライン服薬指導実施にあたっての基本的な考え方

- 薬剤師と患者間での継続した相互の信頼関係
 - 例) すでに馴染みのある患者さん（かかりつけ薬剤師等）から始める
- 薬剤師と処方箋を交付した医師・歯科医師との連携確保
 - 服用期間中のフォローアップ・オンライン服薬指導中断の判断
- 患者の安全性確保のための体制確保
 - 患者の生活圏にある薬局が望ましい
 - へき地など特殊な環境下の場合は別途医療計画が必要
- 患者の希望に基づく実施と患者の理解
 - 対面に切り替える場合の判断基準
 - 情報漏洩時の責任の所在
 - その他薬局内の掲示やホームページに必要事項を周知する（次ページ参照）

実施要領

(10)その他

患者が支払う配送料及び薬剤費等については、配送業者による代金引換の他、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えないこと。

また、薬局は、オンライン服薬指導等を行う場合の以下の点について、薬局内の掲示やホームページへの掲載等を通じて、あらかじめ患者等に周知すること。

ア オンライン服薬指導の時間に関する事項(予約制等)

イ オンライン服薬指導の方法(使用可能なソフトウェア、アプリケーション等)

ウ 薬剤の配送方法

エ 費用の支払方法(代金引換サービス、クレジットカード決済等)



オンライン服薬指導導入時の検討が必要なポイント

● 機器やネットワークの準備

- 患者・薬局双方での機器の準備、ネットワーク環境の整備が必要

● オンライン服薬指導に使用するシステム

- 汎用システムを使う：個人の識別（患者・薬剤師）/通信環境（セキュリティ）/プライバシー
- 専用システムを使う：予約・決算・セキュリティ等システムが内包されていることが多い

● 処方箋の受け取り

- 直接薬局に持参
- 処方医が薬局に送付（患者の申出のもと）
- 原本を入手するまでの間は、ファクシミリ・メール等により送付されたデータを処方箋とみなして調剤する。原本を入手したら、一緒に保管する（R4.9月30日改訂）

● 予約等の調節

- 例1) オンライン服薬指導の専用時間帯を用意する
- 例2) 他業務と並行して行う場合 時間帯で担当者を決めておく
- 例3) 専用システムの機能をつかって予約管理する

オンライン服薬指導に使用するシステム

	専用のオンライン服薬指導システム	ビデオ通話の汎用サービス
例	Pharms、CLINICS、Musubi、フォロケア、つながる薬局など	LINEビデオ通話、Facetime、FacebookMessengerなど
費用	有料(課金、徴収方法等は様々)	無料または安価
機能	決済や予約などシステムに含まれている場合が多い 薬剤師・患者の本人確認が可能	請求や予約など自ら別途構築する必要がある 薬剤師・患者の本人確認がやや困難
セキュリティ	事業者が担保 (詳細は確認が必要)	自ら担保
留意事項	契約その他の準備が発生 システムによりサービス、費用に差 事業者によるサポートや講習等	自由度が高い セキュリティの担保、請求業務の構築など自前で行う範囲が広い

引用) 日本薬剤師会：医療DX・薬局機能向上・地域医薬品提供体制に係る全国担当者会議について

オンライン服薬指導導入時の検討が必要なポイント

● 服薬指導

- 初回アンケート・登録事項の確認 お薬手帳 場所
- 専用PCや専用対応ブースを用意するかどうか
(持ち運びできる環境・プライバシー保護・薬局内の業務導線を邪魔しない位置の確保)
- 対面での指導への切り替えは薬剤師の判断と責任に基づき、その都度行う
(患者の治療への理解度・医師の指導の状況・手技が必要な薬剤の初回投与等)
- 患者側の環境にあわせたプライバシー配慮 (自宅・介護施設等)
- オンライン診療に規定する要件に、疑義がある場合 (初診の場合の処方)

● 薬剤の交付

- 郵送 確実に患者に授与されたかどうか電話等により確認する (配送記録等による確認も可)
- 直接お届け・家族にとりにきてもらう
- 品質保持、早急に授与する必要のある薬剤、麻薬・向精神薬・覚せい剤原、放射性医薬品、毒薬劇薬等 都度、適切な配送方法を選択する

● 費用の徴収

- クレジットカード決済・振込対応・電子決済等
- 配送費も請求してよい
- 後日来局時に徴収

● 領収書・明細書の発送

- 薬剤の交付と一緒
- 後日別途送付する

実施要領

初診からオンライン診療を実施する医療機関に関して、オンライン診療指針に規定する以下の要件について、これまでの来局の記録等から判断して疑義がある場合には、対面による服薬指導と同様に、処方した医師に遵守しているかどうか確認すること。

初診の場合には以下の処方を行わないこと。

- 麻薬及び向精神薬の処方
- 基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する、特に安全管理が必要な薬品(診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤)の処方
- 基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する8日分以上の処方

オンライン服薬指導導入による メリット・デメリット

オンライン服薬指導のメリット

- 感染症対策

- 服薬状況の確認

ビスホスホネート薬などの特殊な内服方法の薬剤の内服方法
実際にどこに保存しているのか 薬剤や注射薬の自宅での保存方法
薬剤服用の様子を直接みせてもらう
服薬カレンダーを用いた内服状況の確認
ハイリスクな薬剤開始後の定期観察
適切なタイミングでの適切な薬学的管理

- 選択肢の拡大：対面指導と在宅訪問指導とは異なる第3の情報収集方法ととらえる

患者さんの移動時間等の負担を軽減する代わりに、指導に時間をかけられる
若い世代の生活習慣病患者等への指導の可能性
高齢化による受診機会の低下に対応
遠方からの通院患者（へき地等）
出張が多い方・治療中断歴の多い方・在宅訪問を拒否される方
普段は対面で指導を行うが必要な時にすぐ切り替えられるようあらかじめ準備しておく

- 経営面の利点

薬局を選択する上での、立地による優位性の競争から脱却
薬剤師の自宅勤務の選択肢・働き方の多様化

オンライン服薬指導のデメリット

● 取得情報 量と質の低下

- お薬手帳（紙の場合）・初回アンケートの確認
- 目から入ってくる情報の正確さ・情報量・在宅訪問指導 > 対面（薬局） > オンライン > 電話

コミュニケーションスキルが必要
デジタル技術の導入

● 薬剤の授受が

- 自宅に届く
- 郵送の遅延
- 必要に
- 薬が手

向かない

● 機器・通信

- 機器・通信
- 機器操作の習得が

ご存知の患者さんが望ましい

● 他の業務への影響

- 薬局業務との両立のための人員
- プライバシー保護のため指導場所の確保

業務導線の変更や
必要に応じた設備への投資が必要な場合がある

デメリットへの対応を考えると
【安全性】の担保
として重要

オンライン服薬指導 活用の意義について（实例を踏まえて）

事例： 5歳男児。母親付き添い。
薬局のすぐ近くのマンションに住んでいて、小児の兄弟がいるご家庭。2人目の子供がうまれてから、下の子が暴れるため薬局で待っていられた。父親がいる日は、どちらかが薬を取りにこれるが、一人で育児をしているのは難しいと相談を受けた。

対応： オンライン服薬指導を提案して、承諾を得た。鼻炎と皮膚炎の症状に合わせた臨時の処方であったため、薬剤は直接お届けした。薬剤師と患者さん双方の都合のよい時間を相談して、夕方（営業時間内）に予約をし、オンラインでの服薬指導を行った。子供たちは、お風呂に入ったり、ご飯を食べた後の落ち着いた時間になるため、母親は喜んでいた。食後のシロップの飲ませ方等、画面に映しながら実践してもらい指導を行うことができた。オンライン服薬指導の準備をしていることは、事前に医師とも打ち合わせしていたので、オンラインを用いた初回時には、問題なく指導が行えたことをフィードバックした。

小児における
社会的なニーズ

必要に応じて郵送
以外の対応

本人（家族）
の同意

予約

導入により
QOL上昇

画像ならではの
指導

処方医との連携

患者さんの利便のため・適切な薬物治療につなげるため

ご清聴
ありがとうございました

